

宮城県が新設した県有林命名権を獲得 ～宮城県「ENEOSの森」と命名～

記者各位

当社(社長:西尾 進路)は、宮城県が新設した「わたしたちの森づくり事業」^{※1}により県有林の命名権を獲得し契約を締結いたしましたので、お知らせいたします。「わたしたちの森づくり事業」は、森づくりや森林レクリエーションを行う団体や企業が、宮城県と森づくりに関する協定を締結し、森林保全活動のフィールドとして県有林を使用することができ、かつ県有林の命名権譲渡を宮城県が全国で初めて制度化した事業です。今回、命名権を獲得した宮城県「ENEOSの森」^{※2}は、「わたしたちの森づくり事業」の第1号の事例となります。

なお、本年11月18日(土)に、宮城県「ENEOSの森」の開所式を現地にて行い、今後、この事業を活用して、NPO法人宮城県森林インストラクター協会^{※3}と協働で森林保全活動を実施してまいります。宮城県「ENEOSの森」は、当社が社員の環境貢献活動などのフィールドとして全国に展開している「ENEOSの森」の6カ所目となります。これらの森林保全活動は、CO₂吸収・貯蔵機能、生物多様性保全機能等の役割も大きく、環境・自然保護に関する重要な社会貢献活動と考えております。

当社は、グループ理念に「エネルギーの未来を創造し 人と自然が調和した豊かな社会の実現に 貢献します」を掲げ、積極的に環境貢献活動を推進しております。今後も、本活動をはじめ、ENEOSカードによる社団法人国土緑化推進機構への寄付、「東京グリーンシップアクション」への参加による里山保全など、さまざまな環境貢献活動を継続的に実施してまいります。

記

【命名権取得の内容】

- ・森の名前 : 宮城県「ENEOSの森」
- ・森林の所在 : 宮城県宮城郡利府町菅谷館1-1の内
- ・面積 : 5.7ha
- ・期間 : 2006年10月13日～2011年10月12日(5年間)

※1 宮城県が本年9月11日に創設した新事業。目的は、宮城県が県有林の一部を提供し、参加者がそれぞれの思いで森づくりを行う活動を通じて、森林・林業や地球環境保全の問題を考える機会を創出することにある。

※2 「ENEOSの森」は、地方自治体または社団法人国土緑化推進機構とパートナーシップを結び、一定エリアの未整備な森林の保全を支援する活動。今回の宮城県をはじめ、北海道、神奈川県、奈良県、岡山県、山口県の全国の製油所周辺6カ所に開所済み。当社社員を中心としたボランティアが植樹、間伐、枝打ち、下草刈作業などの森林保全を通じた環境・自然保護活動を展開中。

※3 森林の案内(自然観察・自然教室)や森林内での遊び(自然体験)及び森林作業体験を通して森林や林業に関する知識を広め、森林の役割および森林保全の必要性を啓発普及すると共に森林を活性化させ有効に利用することを目的に、宮城県知事の認定を受けたボランティアの団体。

以上